

別紙①

「介護予防・日常生活支援総合事業:第1号通所介護 古川デイサービスセンター」金額表

※自己負担分は1割・2割又は3割となります。

通所介護相当サービス(独自) 1ヵ月当たり

区分	利用料金	保険分	自己負担分
要支援1	¥16,550	¥14,895	¥1,655
要支援2	¥33,930	¥30,537	¥3,393

◎下記のサービスを受けた場合は加算されます。

(一) 運動器機能向上加算	1ヵ月	¥2,250
(二) 口腔機能向上加算	1ヵ月	¥1,500
(三) 栄養改善加算	1ヵ月	¥1,500
(四) 若年性認知症利用者受入加算	1ヵ月	¥2,400
(五) 複数サービス実施加算 I	1ヵ月	¥4,800
(六) 複数サービス実施加算 II	1ヵ月	¥7,000
(七) 生活機能向上グループ活動加算	1ヵ月	¥1,000
(八) 事業所評価加算	1ヵ月	¥1,200

◎その他の加算

(給付状況及び体制状況により一つが加算されます。)

(一) サービス提供体制加算(Ⅰ)11	要支援1 1ヵ月	¥720
(二) サービス提供体制加算(Ⅰ)12	要支援2 1ヵ月	¥1,440
(三) サービス提供体制加算(Ⅰ)21	要支援1 1ヵ月	¥480
(四) サービス提供体制加算(Ⅰ)22	要支援2 1ヵ月	¥960
(五) サービス提供体制加算(Ⅱ)1	要支援1 1ヵ月	¥240
(六) サービス提供体制加算(Ⅱ)2	要支援2 1ヵ月	¥480

介護職員処遇改善加算(算定要件に合致する場合)

(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に4.3%を乗じた単位数
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に2.3%を乗じた単位数
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の90%
(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80%

◎減算について

(一)看護職員又は、介護職員の員数が指定基準を満たさない場合は、所定の単位数の70/100に相当する額です。

(二)利用者の数が厚生労働大臣が定める利用者の数の基準を超える場合は、所定の単位数の70/100に相当する額です。

(三)利用者に対して、その居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わない場合に減算の対象となります。

◎ご契約者にが未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載して「サービス提供証明書」を交付します。

◎ご契約者に提供する食事にかかる費用は別途いただきます。

◎介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。